

公益社団法人 日本薬剤師会
新型インフルエンザ等対策業務計画（令和7年4月1日改正）
【要旨】

新型インフルエンザ等特別措置法（以下、特措法と記載）における「指定公共機関」はパンデミック発生時においてもその社会インフラとしての役割を継続するため、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下、業務計画と記載）の作成とその要旨の公表を行うことが法律で義務づけられています。

これを踏まえ、指定公共機関である公益社団法人日本薬剤師会は、「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定め、その要旨を下記のとおり公表いたします。

第1章 総則

1. 目的

公益社団法人日本薬剤師会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第2条第7号に基づく「指定公共機関」である。

特措法第9条に基づき、指定公共機関にはその業務に関し新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成と、その要旨の公表が義務づけられている。

本計画は、特措法及び政府の新型インフルエンザ等対策行動計画（令和6年7月改正）に基づき、発生時における必要な業務の遂行に関する事項を定めるものである。

2. 基本方針

感染拡大の抑制と国民の生命・健康の保護、さらには社会・経済への影響の最小化を目指し、国や地方公共団体、都道府県薬剤師会、関係指定公共機関と相互に連携し、本会の業務機能を維持する。また、職場における感染防止を徹底するとともに、平時から訓練やデジタル基盤（DX）の整備等を通じて、迅速な初動体制の構築に努める。

3. 有事のシナリオの考え方

過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等を踏まえ、中長期的に複数の感染の波が発生することも想定し、柔軟な対応を可能とするシナリオを想定する。

4. 発生段階の分類と対応

政府行動計画における段階分類（準備期、初動期、対応期B/C1/C2/D）に基づき、本会の対応方針をあらかじめ定め、政府等の発信を踏まえて対応を決定する。

第2章 実施体制

1. 危機管理体制

対策会議	新型インフルエンザ等対策会議を設置し、新型インフルエンザに関する対策等について協議し、都道府県薬剤師会及び関係団体と相互に連携の上、連携体制の確認等を実施する。
対策本部	発生時には会長を本部長とする「対策本部」を設置し、本業務計画に基づく具体的な対策の実施及び解除について決定する。

2. 情報収集及び情報共有

情報提供体制：担当課を中心に、適切な情報収集・外部への情報発信を実施し、都道府県薬剤師会等への適切な情報提供を行う

準備期	関係機関との連携を強化し、厚生労働省・国立健康危機管理研究機構等から最新情報を収集。指定公共機関及び都道府県薬剤師会と情報交換を行う。
発生時	感染状況、医療・社会インフラの稼働、関係企業等の運営状況を把握する。必要に応じて、本会会員等に情報提供を行う。

3. 業務継続の検討

感染段階に応じ、業務継続判断基準を策定。継続・中止・延期する業務を区分し、必要人員やサプライチェーンを確認。職員の健康管理・在宅勤務・感染防止策等を整備する。

4. 関係機関との連携

内閣官房、厚労省、日本医師会等の関係機関と緊密に連絡をとるほか、都道府県薬剤師会とはFAX・メール・電話等を用いて常時連携を図る。

第3章 発生段階ごとの対応

準備期	対応期以降への準備として、情報分析・備品整備・職員配置及び外部業者との連携確認を実施する。
対応期B	封じ込めを念頭に、出張制限、外来禁止、感染予防措置強化、在宅勤務の導入。
対応期C1・C2	対策本部関連業務など、重要業務に限定した継続体制を確保し、被害の最小化を図る。
対応期D	通常業務への段階的な復旧を進めつつ、実施した対策の評価と見直しを実施する。

第4章 その他

1. 教育・訓練・備蓄

感染対策に関する職員教育、専門人材の育成、国等との連携による訓練計画を推進。併せて、感染症対策物資・生活物資等の備蓄管理も実施する。

2. 計画の見直し

DXの推進状況や在宅勤務体制、訓練結果、新たな感染症対応の知見等を踏まえ、本会理事会承認のもと随時見直しを行い、全役職員に周知する。